

平成29年11月議会 教育厚生委員会資料

請願第7号

市政による契約違反、及び虚偽の答弁等の実態を明確化するための調査を
求めることに関する請願について

関係資料

目次

1. 請願第7号に対する見解…………… 1
2. 老人デイサービスセンターの主な経緯…………… 4
3. 建物使用貸借契約書の条文（抜粋）の比較…………… 6
4. 施設の貸付を終了することとした経緯について（H29.1.20）…………… 7

福 祉 部

平成29年11月



1 請願第7号に対する見解

請願項目1. 市民目線での第3者と専門家を入れた『真実を明確に検証する審査会を設置する。』ことを市議会の総意により市長に要請すること。

請願項目2. 市政での重要政策の立案・変更等においては、『市民目線での透明性の確保、及び、情報公開の確立に関して、条例の制定を施行すること。』を市議会の総意により、市長に要請すること。

●市長による貸借契約の契約違反行為及び虚偽行為

<要旨①>

平成22年4月1日に6法人と締結している貸借契約において、第2条における『この契約は、更に5年間延長されたものとし、以後この例による』との契約条項の違反行為を起こしている。

<見解①>

平成22年の建物使用貸借契約では、「有効期間満了の日までに、甲、乙のいずれからも何ら申し出がないときは、この契約は、更に5年間延長されたものとし、以後この例による」という規定を設けていたが、平成27年の契約更新にあたっては、建設後15年以上が経過し、空調設備やボイラー老朽化など既存設備を利用した施設の有効活用が難しくなってきたことから、旧長崎市内5施設の貸付期間を平成31年度までで終了することとした。

対象となる5事業者に対しては、有効期間満了日前の平成27年2月9日に説明会を開催し、「貸与期間を平成32年3月31日までとし、期間終了後は更新しないこと」、「大規模改修費も借受者の負担とすること」の2点について契約内容を変更したい旨、長崎市から申し出、結果として全ての法人と平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間の建物使用貸借契約を締結している。

このように有効期間満了の日の前に甲（市）から乙（事業者）へ契約変更を申し出、乙（事業者）と新たな契約を締結しているため、平成22年の貸借契約の第2条の条項に違反していない。

<要旨②>

大規模の設備改修において、法人の協議要請に応じなかったことは契約違反。法人が設備改修を数回した際の協議拒否も契約違反。

<見解②>

大規模改修費負担の協議については、事業者から各種設備等の改修について相談があった際に、一定やり取りしながら予算計上等の検討も行っており、協議に応じなかったとは考えていない。

<要旨③>

平成 29 年 1 月 20 日付の法人あて市長名の公文書に、「当初より設備等の利用可能な期間としていた。」と記載されている。三藤副市長が福祉部長だった当時「当初の契約は 4 年間である」と答弁しており、当該公文書は虚偽行為。

<見解③>

旧長崎市内の老人デイサービスセンターとして長崎市が整備した 6 施設については、平成 12 年度の介護保険法施行後、民間事業者の参入・増加に伴い、平成 18 年度に公の施設を廃止したものの、施設・設備の有効活用の観点並びに施設整備における国の補助金及び起債に係る利用・処分面での制約からデイサービス事業を実施する社会福祉法人を公募・選定し、無償貸与することとして現在に至っている。

このことについては、デイサービス事業を実施する社会福祉法人へ永続的に施設を無償貸与することを意図するものではなく、公の施設を廃止する議案審査が行われた平成 17 年 6 月 16 日の厚生委員会においても「起債の償還が終わった後、この施設をどうするかということを検討したい」旨の考えを示しており、当初から時限的な対応としていた。

なお、「当初の契約は 4 年間である」という答弁については、平成 17 年 6 月議会における、個別の使用貸借契約の期間についての答弁であり、長崎市老人デイサービスセンター条例廃止後の平成 18 年 4 月からの使用貸借契約期間については、当時導入された指定管理者制度に準じた期間として平成 22 年 3 月末までの 4 年間としたものである。

<要旨④>

無償貸付の契約であっても、法人が法律違反を起こす状態での『契約の変更』は貸借契約違反。(関連特例法により無償譲渡も可能であった。無償貸付にしないと違法)

<見解④>

平成 27 年の契約更新についての経過は、見解①で述べたとおり、有効期間満了の日の前に市から事業者へ契約変更を申し出、事業者と新たな契約を締結しているため、契約違反ではない。

なお、平成 27 年 2 月 9 日の説明会において、契約更新を希望する場合は「市有財産借用申請書」等を 2 月 27 日までに提出するよう依頼したところ、説明会出席者から、理事会の承認手続きに日数を要する等の指摘を受け、期限を 1 か月延長し 3 月末までに変更した。

<要旨⑤>

長崎市有財産規則の市有財産区分種目表において、暖房・冷房装置・ボイラー等の設備は市有財産となっている。市有財産の改築や改修は大家である市長の責務であり、市有財産を改修しないのは規則違反。

<見解⑤>

旧長崎市内の老人デイサービスセンターとして長崎市が整備した 6 施設の設備は市有財

産（普通財産）であり、法人と使用貸借契約を締結している。使用貸借（民法 593 条）とは、「当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取るにより効力を生ずる。」ものである。その場合、賃貸借契約（民法 606 条第 1 項）と違い、貸主（長崎市）に対する修繕義務の規定はない。

使用貸借により借主は、長崎市の普通財産を無償で借り受け、その普通財産を用いて介護保険事業を行い、収益を上げていることから、他の介護保険事業者が自ら施設を整備し又は有償で賃借し、事業を行っていることとの均衡を考えると、その事業のために用いる設備等の改修費用を長崎市が負担することは難しいと考える。

【参考 民法第 606 条（賃貸物の修繕等）】

- 1 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。
- 2 （略）

●三藤副市長による虚偽行為

<要旨①>

平成 28 年 5 月 6 日に、請願人等に対し『当初に老人デイサービスセンター事業の貸借契約は 10 年間で終了すると法人に言った』との発言は虚偽行為。

<見解①>

老人デイサービスセンターの利用可能期間の考え方については、「市長による貸借契約の契約違反行為及び虚偽行為」の見解③で述べたとおり、平成 17 年 6 月 16 日の厚生委員会においても「起債の償還が終わった後、この施設をどうするかということを検討したい」旨の考えを示しており、当初から時限的な対応としていたものである。

なお、平成 28 年 5 月 6 日に請願人が三藤副市長に面会された際の発言については、「当初から利用可能な期間」とは発言したが、「10 年間」とは発言していない。

<要旨②>

『当初より設備等の利用可能な期間としていた』との虚言を福祉総務課長等に伝え、議会での虚偽答弁を続行させていることは虚偽行為。

<見解②>

『当初より設備等の利用可能な期間としていた』についての考え方は、「市長による貸借契約の契約違反行為及び虚偽行為」の見解③で述べたとおり、虚言ではなく、虚偽答弁でもない。

2 老人デイサービスセンターの主な経緯

年月日	内容
平成8年3月1日	「長崎市老人デイサービスセンター条例」施行 ○ 老人デイサービスセンターを公の施設として市が整備し社会福祉法人へ管理運営を委託
平成8年4月1日	【供用開始】・淵地区老人デイサービスセンター ((福)致遠会へ委託) ・滑石地区老人デイサービスセンター ((福)清潮会へ委託)
平成8年12月1日	【供用開始】・横尾地区老人デイサービスセンター ((福)平成会へ委託)
平成10年4月1日	【供用開始】・三芳町老人デイサービスセンター ((福)長崎厚生福祉団へ委託)
平成12年4月1日	【供用開始】・小江原地区老人デイサービスセンター ((福)長崎ボランティア協会へ委託)
平成13年9月1日	【供用開始】・深堀地区老人デイサービスセンター ((福)長崎市社会福祉協議会へ委託)
平成16年9月30日	「長崎市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」公布 合併に伴い、香焼・伊王島・高島・外海・三和地区 (以下「旧合併町5施設」という) のデイサービスセンターを追加 (H17.1.4 施行)
平成17年6月30日	「長崎市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」公布 ○ 平成12年度の介護保険法の施行により、民間事業者が老人デイサービス事業を実施できるようになり、民間の事業所が充足してきたため、公設の老人デイサービスセンターとしての役割は一定達したと判断し、淵・滑石・横尾・三芳・小江原・深堀地区 (以下「旧市内6施設」という) の老人デイサービスセンターを公の施設として廃止 (H18.4.1 施行) ○ 旧合併町5施設については、地域に十分な民間の老人デイサービスセンターがあるとはいえないため、公の施設として残し、管理について指定管理者制度を導入 (H18.4.1 施行)
平成17年11月30日	琴海じゆう館デイサービスセンター ((福)長崎市社会福祉協議会へ無償貸付) (旧琴海町が旧琴海町社会福祉協議会に対し無償貸付: H17.11.30~H22.3.31)
平成18年4月1日	旧市内6施設を普通財産とし、無償貸付 (契約期間 H18.4.1~H22.3.31 4年間) ○ 施設の有効活用を図るため、老人デイサービスセンター、その他本市が承認した事業の用に供することを条件として無償貸付 【借受者(公募結果)】 ・淵地区: (福)致遠会 ・滑石地区: (福)実寿穂会 ・横尾地区: (福)平成会 ・三芳町: (福)長崎厚生福祉団 ・小江原地区: (福)長崎ボランティア協会 ・深堀地区: (福)長崎市社会福祉協議会
平成21年6月29日	「長崎市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例」公布 旧合併町5施設のデイサービスセンターを廃止 (H22.4.1 施行)
平成22年4月1日	旧市内6施設を引き続き事業者へ無償貸付 (契約期間 H22.4.1~H27.3.31 5年間) 旧合併町5施設について、H22.3.31 で行政財産の用途廃止、普通財産とし、長崎市社会福祉協議会に無償貸付 (契約期間 H22.4.1~H27.3.31 5年間) 琴海じゆう館デイサービスセンターについて、(福)長崎市社会福祉協議会に無償貸付 (契約期間 H22.4.1~H27.3.31 5年間) 【契約内容抜粋】 ① 貸付期間はH27.3.31までとするが、契約期間満了の日までに、長崎市、借受者のいずれからも何ら申し出がないときは、この契約は、更に5年間延長され、以後この例による ② 大規模改修の場合は、長崎市と借受者が協議してその経費の負担を決定する

平成 22 年 4 月 30 日	長崎市社会福祉協議会に補助して建設した「野母崎福祉保健センター」を受納し、野母崎地区デイサービスセンターを含めた建物全体（普通財産）の無償貸付を行う（契約期間 H22.5.1～H27.3.31）
平成 25 年 4 月 1 日	三芳町デイサービスセンターの借受者変更（契約期間 H25.4.1～H29.11.30 4 年 8 ヶ月） ○ 借受者（(福)長崎厚生福祉団）の辞退申し出に伴い、新たに公募して選定した借受者と契約 【借受者(公募結果)】 (福)致遠会
平成 27 年 2 月 9 日	旧市内 5 施設（旧市内 6 施設から契約期間が異なる三芳町を除く）の建物使用貸借契約の更新に伴う説明会 ○ 空調設備やボイラーの老朽化など既存設備の有効活用が難しくなってきたことから、H27.4.1 の契約更新にあたっては、次の条件に変更したい旨説明 ① 貸付期間を H32.3.31 までとし、期間満了後は更新しない ② 大規模改修も借受者の負担とする ※契約更新の提出書類の提出期限を 2 月末としていたが、法人としての意思決定に時間を要するとの指摘を受け、3 月末に変更
平成 27 年 4 月 1 日	旧市内 5 施設及び旧合併町 7 施設（旧合併町 5 施設 + 野母崎、琴海）を引き続き事業者へ無償貸付 （契約期間 H27.4.1～H32.3.31 5 年間） 公募により決定した、NPO 法人ふるさとへ高島地区デイサービスセンターを無償貸付 ※長崎市社会福祉協議会は H27.3.31 に高島の事業を廃止 （契約期間 H27.4.1～H32.3.31 5 年間）
平成 27 年 8 月 31 日	野母崎地区老人デイサービスセンター借受者（(福)長崎市社会福祉協議会）が事業を廃止
平成 28 年 3 月 31 日	伊王島地区老人デイサービスセンター借受者（(福)長崎市社会福祉協議会）が事業を廃止
平成 28 年 12 月 31 日	琴海じゆう館デイサービスセンター借受者（(福)長崎市社会福祉協議会）が事業を廃止 ※琴海長浦地区にある長崎市社会福祉協議会が運営するデイサービスセンターと統合
平成 29 年 4 月 30 日	小江原地区デイサービスセンター借受者（(福)長崎ボランティア協会）が事業を廃止
平成 29 年 11 月 30 日	三芳町デイサービスセンター（借受者【福】致遠会）の建物使用貸借契約期間満了

3 建物使用貸借契約書の条文（抜粋）の比較

※旧長崎市内の老人デイサービスセンター分で、請願内容に関係のある部分を抜粋

（有効期間）

平成18年	平成22年	平成27年
第2条 この契約の有効期間は、平成18年4月1日から平成22年3月31日までとする。	第2条 この契約の有効期間は、この契約の締結の日から平成27年3月31日までとする。 <u>ただし、契約期間満了の日までに、甲、乙のいずれからも何ら申し出がないときは、この契約は、更に5年間延長されたものとし、以後この例による。</u>	第2条 この契約の有効期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（維持費等の負担）

平成18年	平成22年	平成27年
第6条 乙は、契約物件についての修繕費等の必要費、管理費等の有益費その他契約物件の使用に伴い要する電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用を負担するものとする。 <u>ただし、大規模改修の場合は、甲と乙が協議してその経費の負担を決定するものとする。</u> 2～3（略）	第4条 乙は、契約物件についての修繕費等の必要費、管理費等の有益費その他契約物件の使用に伴い要する電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用を負担するものとする。 <u>ただし、大規模改修の場合は、甲と乙が協議してその経費の負担を決定するものとする。</u> 2～3（略）	第6条 乙は、契約物件についての <u>大規模改修費</u> 、修繕費等の必要費、管理費等の有益費その他契約物件の使用に伴い要する電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用を負担するものとする。 2～3（略）

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

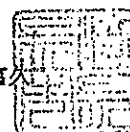
平成18年	平成22年	平成27年
第7条 乙は、契約物件の使用により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。	第5条 乙は、契約物件の使用により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。	第7条 乙は、契約物件の使用により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。

4 施設の貸付を終了することとした経緯について（H29.1.20）

長 福 総 号 外
平成29年1月20日

社会福祉法人 長崎ボランティア協会
理事長 吉富 博久 様
(小江原デイサービスセンター)

長崎市長 田上 富久



施設の貸付を終了することとした経緯について

初春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本市福祉行政の推進におきまして、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、小江原デイサービスセンターとして使用している市の施設の貸付を平成31年度までで終了することといたしました経緯につきまして、ご説明いたします。

長崎市における老人デイサービスセンターは、本市が公の施設として整備し、運営を社会福祉法人へ委託するかたちでスタートし、小江原デイサービスセンターにつきましても、平成12年度に公設の老人デイサービスセンターとして、貴法人へ運営委託することにより開設いたしております。

また一方では、平成12年度に介護保険法が施行され、民間事業者が参入できるようになると、民間の事業所が充足してきたため、公設の老人デイサービスセンターとしての役割は一定達せられたと判断し、平成18年4月に旧市内の老人デイサービスセンターを公の施設としては廃止して普通財産へ変更いたしました。

公の施設としては廃止いたしましたが、施設の有効活用の観点から、通所介護事業を実施するための設備・機能が整っており、十分に利用可能であったことから、従来どおり通所介護事業を実施することを条件として施設の無償貸付を行ってきたところであり、貸付期間につきましては、施設の有効活用の観点から、当初より設備等の利用可能な期間としておりました。

平成27年の各法人との契約更新にあたっては、公の施設の廃止から約9年が経過し、空調設備やボイラーの老朽化など既存設備を利用した施設の有効活用が難しくなってきたことから、これまでの経緯も踏まえ、更新前も明記していた有益費等の請求権の放棄に加え、ボイラー交換等の大規模修繕に要する費用も借受者の負担とすることを明記したうえで、施設の貸付期間を5年間とし、平成31年度までで終了することとさせていただきます。

契約終了にあたりましては、現在利用されている方々のサービス利用に支障が無いよう、ご対応いただきますとともに、本市も支援させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

